

様式 6-2

平成 22年 6月 14日

お取引先様各位

国民生活センターの「くらしの判決」について

株式会社シンシア

謹啓

平素は弊社医療機器に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

このたび、本年5月、国民生活センターのホームページ「くらしの判例」欄に「コンタクトレンズ説明義務違反事件」(別紙)がアップされましたので、参考までにお知らせいたします。

なお、弊社では、「カラーコンタクトレンズを正しく使用するための説明文書」を作成し、カラーコンタクトレンズの販売に際しては、消費者への説明・情報提供をお願いしているところですが、今後とも消費者への説明等に格別のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

謹白

記

1、コンタクトレンズ説明義務違反事件の概要

- ・コンタクトレンズを購入した消費者(原告)が、角膜混濁や矯正視力低下等の後遺障害が生じたとして、販売業者及び眼科医を被告として損害賠償の請求をした。
- ・裁判所は、販売業者及び眼科医に、蛋白除去の必要性及び異常が生じた場合対処方法について告知・説明義務があるとした。
- ・裁判所は、販売業者及び眼科医に総額 425 万余円の不法行為による損害賠償責任を認めた。

2、国民生活センターのホームページアドレス

<http://www.kokusen.go.jp/>

参考資料：別紙の通り

[お問い合わせ先]

株式会社シンシア 薬務部 野口 小川

TEL : 03-5695-7470

FAX : 03-5695-7465